東海市告示第２７号

令和７年度東海市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、乗車用ヘルメットを購入した者に対し、令和７年度東海市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　乗車用ヘルメット　自転車を利用する際に着用する専用のヘルメットで、安全性に関する基準に適合している旨を証するものとして次に掲げるいずれかのマークの表示がされているものをいう。

ア　一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したＳＧマーク

イ　公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したＪＣＦマーク

ウ　欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したＣＥマーク（ＥＮ１０７８）

エ　ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したＧＳマーク

オ　米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したＣＰＳＣマーク

カ　その他アからオまでに掲げるマークに類するものとして市長が認めるもの

⑵　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら又は監護する未成年者（次項に規定する要件に該当する者に限る。以下この項において同じ。）が着用するための新品の乗車用ヘルメットを購入した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

⑴　市内に住所を有すること。ただし、監護する未成年者が着用するための乗車用ヘルメットの購入に係る補助を受けようとする保護者（以下「補助対象保護者」という。）にあっては、この限りでない。

⑵　市税を滞納していないこと。

⑶　小学校就学前の者でないこと。

⑷　市長が別に定める自転車の安全な利用に関する資料の内容を確認し、自転車の安全な利用に関する理解を深めるよう努めることについて認識していること。

⑸　この要綱及び令和４年度から令和６年度までにこの要綱に相当する要綱等により補助金の交付を受けていないこと（補助対象保護者にあっては、同一の監護する未成年者についてこの要綱及び令和４年度から令和６年度までにこの要綱に相当する要綱等により補助金の交付を受けていないこと。）。

⑹　補助金と同等の愛知県内の他の市町村による補助を令和４年度以後に受けていないこと（補助対象保護者にあっては、同一の監護する未成年者について、補助金と同等の愛知県内の他の市町村による補助を令和４年度以後に受けていないこと。）。

⑺　次条に規定する補助対象経費について、この要綱に相当する要綱等による補助を受けていないこと。

⑻　乗車用ヘルメットを購入した後に発生した交通事故について、県及び市が一切の責任を負わない旨の了承をしていること。

⑼　補助金の交付後に第９条各号のいずれかに該当した場合は、市に対して補助金を返還する旨の了承をしていること。

２　前項に規定する監護する未成年者は、補助対象者である保護者が現に監護する未成年者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に住所を有すること。

⑵　小学校就学前の者でないこと。

⑶　市長が別に定める自転車の安全な利用に関する資料の内容を確認し、自転車の安全な利用に関する理解を深めるよう努めることについて認識していること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの乗車用ヘルメットの購入に要した費用（乗車用ヘルメットを着用する者１人につき、１個のヘルメットの購入に要した費用に限る。以下同じ。）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。ただし、その額が２，０００円を超えるときは、２，０００円とする。

２　補助金は、予算で定める額の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、乗車用ヘルメットを購入した後、補助金交付申請書兼誓約書に次に掲げる書類を添えて、令和８年３月３１日までに市長に提出しなければならない。ただし、第３号に掲げる書類については、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

⑴　乗車用ヘルメットの購入に要した費用の支払が確認できる書類

⑵　第４条の購入に係る乗車用ヘルメットが安全性に関する基準に適合している旨を証する書類

⑶　市税の完納証明書

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　申請者が未成年者である場合には、当該未成年者は、前項の規定による申請をす

るに当たっては、保護者の同意を得なければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条第１項の補助金交付申請書兼誓約書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第８条　補助金は、前条の規定による交付の決定をした後に支払うものとする。

２　申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。第６条第２項の規定は、この場合について準用する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

⑴　法令又はこの要綱に違反したとき

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき

（検査等）

第１０条　市長は、申請者に対し、補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。